**業務執行理事への業務委託について**

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第84条１の二項（注１）に基づき、一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会の2018年度事業活動の内、理事会で必要と認めた作業を業務執行理事が所長を務めるビジネスインフラ研究所（所長　菅又久直）に委託することにつき承認を求める。

　委託内容には次の作業を含む。

* SIPS事業のプロジェクト管理
* 会議（総会、理事会、幹事会、タスクフォース等）資料の作成
* SIPS WEBページの更新
* 業界横断レジストリの登録・更新
* 国際会議報告書の作成
* 国連CEFACT共通辞書の日本語版作成
* その他、理事会で必要と認めた作業

　なお、委託内容の発注においては、理事会または理事によるメール審議により委託項目と発注金額につき承認を受けることとする。

（注1）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条

1. 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

1. [民法（明治二十九年法律第八十九号）第108条](https://ja.wikibooks.org/wiki/%E6%B0%91%E6%B3%95%E7%AC%AC108%E6%9D%A1)の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。